

連携学会シンポジウム 1 (日本産業精神保健学会)

「労災認定された精神障害からの社会復帰」

報告者：北里大学大学院産業精神保健学 教授 田中克俊

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度である。労災と認定されると、休業補償給付や療養補償給付など、被災労働者が経済的に困窮することがないように手厚い補償が受けられるようになっている。しかしながら、労災と認定された労働者の社会復帰が進んでいないという大きな課題も抱えている。

本シンポジウムでは、小島健一（鳥飼総合法律事務所）と田中克俊（北里大学大学院）を座長として。現状の課題と対策について議論を行った。まず、黒木宣夫先生（東邦大学名誉教授）より、労災保険制度の概要、精神障害の労災認定基準に関する専門検討会報告書をもとに被災労働者の長期療養の現状と、手厚く期間の定めのない補償給付が労働者の復帰意欲を低下させる負の要因として働いている可能性について説明をいただいた。また地神亮佑先生（大阪大学大学院高等司法研究科）には、社会復帰を妨げている法制度上の課題について解説をいただくとともに、具体的な裁判例について詳細な説明をいただいた。こうした課題に対して、弁護士の立場から佐久間大輔先生（まこい法律事務所）から、休業中に受けられる休業補償給付と治癒認定に際に一時金で受け取る障害補償給付との差が大きいことによる被災労働者の経済的不安を払拭するため、休業補償給付と障害補償給付の差を縮小し、段階的に休業補償給付の額を減じるか、又はこれに相当する別の給付を社会復帰促進等支援事業として支給することが政策上必要との考えが示された。また、精神科臨床の立場として吉村靖司先生（神田東クリニック）からは、精神疾患が長期化・変動しやすい特徴を理解したうえで、治癒の認定や社会復帰支援の促進のためには、まずは良好な医師患者関係の維持が肝要であることを述べられた。

指定発言として、小島健一先生より、現状の課題のまとめと、各シンポジストとの質疑応答が行われた。その後、シンポジストとの会場参加者との質疑応答が行われ、被災労働者の社会復帰支援について今後のあるべき方向性について活発な議論が行われた。